

注:本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

EITF Snapshot

クリス・クライダーマン、エイドリアン・ミルズ、ボブ・ウール

デロイト&トウシュ LLP

目次

- EITF 15-A 「ノーダル・エネルギー市場における一定の電力契約に対する通常の売買取引の適用範囲除外の適用」
- EITF 15-C 「従業員給付制度の簡素化」
- EITF 15-D 「現行ヘッジ会計の諸関係に対するデリバティブ契約の更改の効果」
- EITF 15-E 「負債性商品における条件付プットおよびコールオプション」
- EITF 15-F 「キャッシュフロー計算書:一定の現金収支の分類」
- 事務的事項

今回の EITF Snapshot は、2015 年 6 月 18 日に開催された発生問題専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意(「公開のための合意<consensus-for-exposure>」)は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

FASB は、専門委員会による 2015 年 6 月の合意の承認について 2015 年 7 月 9 日の会合で検討する予定である。この後、FASB による承認プロセスの結果を含む、専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

EITF 15-A 「ノーダル・エネルギー市場における一定の電力契約に対する通常の売買取引の適用範囲除外の適用」

現状:最終合意

対象:ノーダル・エネルギー市場内で電力を引き渡す事業者

背景:デリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動は純利益に計上される。ASC 815¹は、通常の売買取引(normal purchases and normal sales:NPNS)の適用範囲除外を含む、本来デリバティブの定義を充足する契約に係る一定の適用範囲除外を含んでいる²。

「ノーダル(nodal)エネルギー市場」という用語は、地域の独立系統運用機関(ISO)によって管理される、相互接続された卸売エネルギー送電網を指す。ISO は、自身が設定した市場レート³に基づいて電力が引き渡され、取り出される送電網内の様々な「ノード(node)」を運営する。ノード間(引渡点と取出点間)の価格差は、地点の限界価格(locational marginal pricing:LMP)料金に対応する。電力がノーダル市場に引き渡されると、ISO はその電力の「瞬間的所有権(flash title)」を取得し、そのノードの市場価格に基づいて LMP 料金を取引相手に課す。こうした取引過程の具体例を以下に示す。

同時に、公益事業会社は、顧客に電力を引き渡せるようにするために、地点 Z において 1 メガワット当たり 46 ドルで ISO から電力を購入し、1 メガワット当たり 1 ドルの LMP 料金を負担する。

具体例

ある公益事業会社が、5 年間にわたり毎日 10,000 メガワットの引き渡しを受ける先渡購入契約を発電会社と締結する。発電会社は毎日、地点 Y で電力を公益事業会社に引き渡す。公益事業会社は、顧客に電力を引き渡せるようにするために地点 Z で電力を必要としている。公益事業会社は、地点 Y において 1 メガワット当たり 45 ドルで ISO に電力を売却し、ISO はその瞬間的所有権を取得する。同時に、公益事業会社は、顧客に電力を引き渡せるようにするために、地点 Z において 1 メガワット当たり 46 ドルで ISO から電力を購入し、1 メガワット当たり 1 ドルの LMP 料金を負担する。

¹ FASB 会計基準コディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの「[FASB 会計基準コディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題](#)」を参照。

² 取引に NPNS の除外規定が適用されるためには、(1)当該契約条件は通常の売買取引の条件に一致し、(2)価格は明確かつ密接に原資産と関連しており、かつ(3)契約開始時点でおおよび契約期間を通して現物決済の可能性が高くなければならない。

³ 市場レートは、「物理的な供給、需要および利用可能な送電能力(例えば、混雑状態)の経済的影響」に基づいて決定される。

専門委員会に提起された論点は、発電会社からの先渡購入および ISO への売却が契約の差金決済に相当するか否かということである。差金決済に相当する場合、NPNS の適用範囲除外では現物決済の可能性が高いことを要求されるため、この取引は当該除外規定の条件を充足しないことになる。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、ISO によって運営されるノーダル・エネルギー市場を通じて電力の現物引渡しが行われなければならない、事業者が LMP 料金に基づく送電コストを負担する、電力の先渡購入または売却は、MPNS の適用範囲除外に定められる現物引渡しの要求を充足するという公開のための合意を再確認した。専門委員会は、かかる取引の実質は、事業者による顧客への電力の現物引渡しであると述べた。さらに専門委員会は、ISO を通じてある法域から別の法域に電力を送電し、LMP 料金が発生する取引は、この EITF の対象範囲に含まれ、したがって、NPNS の適用範囲除外の条件を充足するという明確化を行うことを決定した。

発効日および移行: すべての事業者について、この最終合意は ASU の発行時に発効する。事業者は、条件を充足する一切の新規または既存契約について、将来的にこのガイダンスを採用しなければならない。事業者は、既存デリバティブについて NPNS の除外を選択した場合、その後はデリバティブの時価評価を行わず、指定時におけるその帳簿価額が公正価値となる。

次のステップ: FASB は 2015 年 7 月 9 日の会合にて承認する見通しであり、その後、最終 ASU が発行される。

EITF 15-C 「従業員給付制度の簡素化」

現状: 最終合意

対象: ASC 960、ASC 962 および ASC 965 の適用範囲に入る従業員給付制度

背景: 関係者は、従業員給付制度の会計処理および開示要求の限定的な修正に対する関心を表明してきた。それらの要請の中には、完全給付リスポンシブ投資契約 (fully benefit-responsive investment contract: FBRIC) の測定および制度資産に関わる一定の開示要求を含むものがある。

現行米国 GAAP の下では、FBRIC は契約価値で計上されるが、公正価値との間に差異がある場合は、制度の財務諸表上で、公正価値への調整 (reconcile) をしなければならない。関係者は、(1) それらの契約の公正価値の決定は高コストかつ困難であること、(2) 契約価値は、参加者が受け取る金額であるため、公正価値よりも有用であること、および(3) 総じてレベル 3 の金融商品である FBRIC に関する ASC 820 の開示要求は、往々にして負担が重い上、有用でない場合があることをこれまで示唆してきた。関係者は、FBRIC を契約価値で測定すること、および契約価値を公正価値に調整する要求を廃止することを支持している。

さらに、関係者は、ASC 820 の要求を簡素化し、従業員給付制度の要求に整合させることを求める要望を表明してきた。具体的には、資産クラスの区分のレベル、制度資産に関する詳細、および制度資産の変動の表示に関連する以下の要求が問題にされている。

- ASC 820 の下では、制度資産は「資産の性質、特性およびリスク」に基づいて区分しなければならない。しかしながら、従業員給付制度の要求の下では、制度資産は規制上の報告に整合するやり方で一般的な種類 (例えば、普通株式、社債、不動産など) 別に区分される。参加者の自己運用 (self-directed) 証券口座は、参加者の原投資に基づいて一般的な種類別に区分されている。
- 事業者が、公正価値のヒエラルキーのレベル、公正価値の算定に使用される評価技法の種類、および一定のレベル 3 の投資に関する公正価値のロールフォワード表について開示する場合、ASC 820 の開示は投資クラスに基づいてなされる。従業員給付制度会計では、純資産の 5% 以上を占める個別投資は、個々に列挙しなければならない。

- ASC 820 は、レベル 3 の投資に関して、報告期間中の売却、購入および譲渡に加え、実現および未実現損益のロールフォワードを要求している。従業員給付制度の要求の下では、事業体はすべての制度資産について一般的な種類別に増価または減価の純額を開示しなければならない。

関係者はまた、制度資産の公正価値を決定するための代替的な測定日を選定する際に実務的簡便法を使用することを支持した。関係者は、従業員給付制度会計は従業員給付制度のスポンサーに関する ASU 2015-04⁴に整合しているべきであると示唆した。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、FBRIC は契約価値で測定するべきであり、(異なっている場合)公正価値に合わせて契約価値を調整することを求める要求を廃止するという公開のための合意を再確認した。その結果、FBRIC に関連する公正価値測定の開示の要求は、ASC 820、ASC 962 および ASC 965⁵に定められるものを含め廃止される。さらに専門委員会は、FBRIC は純資産計算書または注記において一般的な種類別に区分する必要はないという明確化を行うことを決定した。FBRIC に関する専門委員会のこの決定は、FBRIC の定義を充足する合成保証投資契約 (synthetic guaranteed investment contract) にも適用される。ただし、合成保証投資契約は、純資産計算書または注記において別個に表示または開示される。さらに、専門委員会は以下のことを決定した。

- 制度資産 (FBRIC を除く) は、現行給付制度会計に整合するやり方で一般的な種類別に開示し、ASC 820 に従って区分する必要はない。参加者の自己運用証券口座は、1 つの一般的な種類として開示する。
- 事業体は、制度資産の一般的な種類に基づいて ASC 820 の開示を提供することを要求される。しかしながら、実務的簡便法により純資産価値で測定され、直接提出事業体 (direct filing entity)⁶として様式 5500⁷を提出する事業体への投資については、制度資産の重要な投資戦略に関連する開示は今後要求されない。さらに、純資産の 5%以上を占める制度資産は個々に列挙されない。しかしながら、事業体は、ASC 825 や ASC 275 など、他の関連するコーディフィケーションのトピックに基づく集中開示の要求を考慮する必要がある。
- 一般的な種類別に制度資産の増価または減価の純額を示すことを求める要求は廃止される。しかしながら、事業体は、制度資産の増価または減価の純額の合計を表示する。

さらに、専門委員会は、従業員給付制度が直近の月末日から会計年度末日までの期間に含まれる代替的な測定日を使用できるという最終合意に達した (この決定は、従業員給付制度のスポンサーに関する ASU 2015-04 に整合している)。しかしながら、専門委員会は、代替的な測定日と会計年度末日間における拠出、分配およびその他の重要な事象については、財務諸表内でこれを修正するのではなく開示することを決定した。

発効日および移行: FBRIC の測定および制度資産の開示に関連する最終合意は、2015 年 12 月 16 日以降に開始する会計年度に対して発効し、遡及的に適用しなければならない。早期適用は認められる。

制度資産の代替的な測定日に係る実務的簡便法に関連する最終合意は、2015 年 12 月 16 日以降に開始する会計年度に対して発効し、遡及的に適用しなければならない。早期適用は認められる。

次のステップ: FASB は 2015 年 7 月 9 日の会合にて承認する見通しであり、その後、最終 ASU が発行される。

⁴FASB の会計基準アップデート第 2015-04 号「従業員の確定給付制度債務および制度資産の測定日に係る実務的簡便法」

⁵ASC 962-325-50-3 および ASC 965-325-50-2 は、FBRIC に係る公正価値測定の開示を廃止するように修正される。

⁶直接提出事業体 (DFE) とは、従業員給付制度から投資を受け取り、DFE の原投資を開示するために監督当局に様式 5500 を提出することを要求される事業体をいう。

⁷従業員給付制度は、ファンドの原投資に関連するものを含め、従業員退職所得保障法に基づく年次報告の要求を充足するために様式 5500 を使用する。

EITF 15-D 「現行ヘッジ会計の諸関係に対するデリバティブ契約の更改の効果」

現状: 公開のための合意

対象: ヘッジ会計の関係において指定されたデリバティブ契約を有する事業体

背景: ASC 815 は、デリバティブ商品がヘッジ会計について適格となる場合に関するガイダンスを定めている。ヘッジ関係の条件を充足し、ヘッジ関係に指定されたデリバティブ商品は、デリバティブの公正価値の変動により発生する可能性のある事業体の利益のボラティリティを低減することがある。ASC 815 は、(1)デリバティブ商品が解約された場合、または(2)開始時点で文書化されていた、ヘッジ関係の重要な条件の変更が生じた場合、デリバティブ商品のヘッジ関係の指定を再指定しなければならないと示している。専門委員会が議論した論点は、デリバティブの更改は、(1)解約または(2)デリバティブ契約の重要な条件の変更に該当し、その結果、ヘッジ関係の指定の再指定を引き起こすか否かということだった。

デリバティブの更改は、契約の一当事者(会社 A)が、相手方当事者(会社 C)の承認を条件として、自身の権利と義務を新当事者(会社 B)に譲渡する場合に発生する。更改後は、会社 A はもはや契約上の権利または義務を有していないため、会社 C と会社 B が法律上の契約当事者となる。デリバティブの更改は、存続事業体を新規の契約当事者とする更改がなされる企業合併、同一の親会社の下にある法実体間の更改、およびデリバティブの中央清算機関を当事者とする更改を生じさせる規制上の要求など、様々な理由で発生する。専門委員会は、ヘッジ関係に指定されたデリバティブの更改が当該指定の再指定を生じさせるか否かに関して、以下の 5 つの選択肢を検討した。

1. ヘッジ関係にあるデリバティブは、関連するデリバティブ契約の当事者の一者が交替した場合、指定を再指定しなければならない。
2. ヘッジ関係にあるデリバティブは、関連するデリバティブ契約の当事者の一者が交替した場合、指定を再指定しなければならない。ただし、法律または規制の結果として中央清算機関が更改の当事者となる場合を除く。
3. ヘッジ関係にあるデリバティブは、関連するデリバティブ契約の当事者の一者が交替した場合、指定を再指定しなければならない。ただし、更改が以下の 3 つの条件のいずれかを充足する場合を除く。
 - a. 清算集中の要求前に締結された契約について、契約の全当事者が、中央清算機関を当事者とする契約の更改を自発的に行う。
 - b. 清算集中の要求後に締結された契約について、契約の全当事者が、中央清算機関を当事者とする、標準的な市場条件および協約を備えた契約の更改を行うことにあらかじめ合意し、ヘッジ文書にそれが示唆されている。
 - c. 2010 年ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法によりデリバティブ取引の締結を禁止されている契約当事者が、FDIC(米国連邦預金保険公社)によって保証されない連結対象関連会社を当事者とするデリバティブ契約の更改を行う。
4. ヘッジ関係にあるデリバティブは、関連するデリバティブ契約の当事者の一者が交替したとしても、指定を再指定する必要はない。
5. ヘッジ関係にあるデリバティブは、関連するデリバティブ契約の当事者の一者が交替したとしても、指定を再指定する必要はない。ただし、新契約当事者の信用力が、旧契約当事者と同等以上であることを条件とする。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、デリバティブ契約の当事者の更改は、それ自体、ヘッジ会計の関係にあるというデリバティブの指定の再指定を引き起こすことはない(上記の 4 番目の選択肢)と決定した。専門委員会メンバーは、契約当事者の更改それ自体が、重要な条件の変更に該当するか否かを検討した。そして、むしろ、契約相手の信用力の変化こそが、考慮すべき重要な条件であり、事業体は、現行米国

GAAP の下で各報告期間におけるヘッジの有効性を評価する場合、この条件を評価するであろうと決定した。専門委員会メンバーは、契約相手の信用力が大幅に変化した場合、デリバティブ・ヘッジは、極めて有効性が高いというヘッジ会計の基準を充足しなくなる可能性がある、と指摘した。

発効日および移行:この公開のための合意は、ガイダンスの発効日以降に更改されるデリバティブ契約に将来的に適用される。しかしながら、この ASU 案では、FASB が救済措置を提供すべきか否かを関係者に問い合わせる予定である。救済措置としては、(1)当初、ショートカット法が適用されていたヘッジ関係の指定が再指定され、(2)後にヘッジの有効性を測るロングホール(long-haul)法が適用されるヘッジ関係に指定された契約に対して、事業体が遡及的な移行方法を適用することが認められる。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

次のステップ:FASB は 2015 年 7 月 9 日の会合にて承認する見通しであり、その後、一般コメントの募集のために ASU 案が公表される。

EITF 15-E 「負債性商品における条件付プットおよびコール・オプション」

現状:公開のための合意

対象:条件付プットまたはコール・オプションを含む負債性商品の投資または発行を行う事業体

背景:条件付プットおよびコール・オプションなどの組込特性を含む負債性商品は、その組込特性を、収益を通じて公正価値の変動を計上するデリバティブ商品として区分して会計処理すべきか否かを判断するために評価される。

それらの特性の区分処理に関するガイダンスには不明確な点がある。それは、プットまたはコールの行使が、金利または信用リスクのみを基準とし、外生的な事象や要因を基準としていない場合、条件付プットまたはコール・オプションが主契約に明確かつ密接に関連している(clearly and closely related)⁸とみなされることを意味すると解釈される可能性があるためである。しかし、同ガイダンスには、債務契約の元本を期限前に返済させるプットまたはコール・オプションが、負債性商品に明確かつ密接に関連しているか否かの判断に関する 4 段階の決定過程も含まれている。この 4 段階の決定過程は、条件付プットまたはコール・オプションの行使が、金利または信用リスクのみを基準とし、外生的な事象や要因を基準としていないことを要求していない。

専門委員会は、(1)上記の評価を 4 段階の決定過程に限定すべきか、または(2)事業体は、4 段階の決定過程を適用した上で、条件付プットまたはコール・オプションの行使が、金利または信用リスクのみを基準とし、外生的な事象や要因を基準としていないかを評価すべきかについて議論した。

要約:専門委員会は、事業体は、負債性商品に組み込まれた条件付プットまたはコール・オプションを、組込デリバティブとして区分処理し、利益を通じて公正価値で計上すべきか否かを評価する場合、4 段階の過程のみを適用すると決定した。したがって、潜在的な組込デリバティブは、条件付プットまたはコール・オプションの行使が外生的な事象や要因を基準としているという理由のみに基づいて、明確かつ密接に関連しているとは言えない。さらに専門委員会は、このガイダンスに基づき本来デリバティブ契約として区分して会計処理されるはずの組込プットおよびコールを含む負債性商品について公正価値オプションを選択することができるかと決定した。

⁸ ASC 815-15-25-1(a)は、どんな場合に組込デリバティブを主契約から分離すべきかに関する条件の 1 つとして、「組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約の経済的特性およびリスクと明確かつ密接に関連していないこと」(強調は筆者)を定めている。債務契約の元本を期限前に返済させるプットまたはコール・オプションは、以下の条件が共に充足されない限り、明確かつ密接に関連している可能性がある。

・債務が重要なプレミアムまたはディスカウントを伴っている。

・コール(プット)オプションは一定条件でのみ行使可能である。

⁹例えば、行使が金価格の変動を条件とするような場合である。

発効日および移行: 事業体は、修正遡及移行アプローチを採用し、採用した期間の期首時点における利益剰余金に対して累積的遡及修正を行うことを要求される。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

次のステップ: FASB は 2015 年 7 月 9 日の会合にて承認する見通しであり、その後、一般コメントの募集のために ASU 案が公表される。

EITF 15-F 「キャッシュ・フロー計算書:一定の現金収支の分類」

現状: 暫定的決定

対象: キャッシュ・フロー計算書を作成する事業体

背景: ASC 230 は、財務活動または投資活動として分類される現金収支に関するガイダンスを定めている。財務活動または投資活動として適格でない現金収支に関連するキャッシュ・フローは、営業活動として分類される¹⁰。しかしながら、ASC 230 には、キャッシュ・フロー計算書における現金収支の分類を評価する一貫した原則が存在しないため、実務の多様性、および場合によっては財務諸表の修正再表示が引き起こされている。

専門委員会は、以下の 6 つの論点と選択肢について議論した(引用資料の出所は [Issue Summary](#) の付録 C)。

1. 債務の期限前返済および償還コスト

- a. 「債務の期限前返済または償還コストに係る現金支払は営業活動による現金流出として分類すべきである」
- b. 「債務の期限前返済または償還コストに係る現金支払は財務活動による現金流出として分類すべきである」

2. ゼロ・クーポン債の支払

- a. 「支払時において、現金支払のうち発生利息に帰せられる部分は、営業活動による現金流出として分類すべきであり、元本(当初受取金)に帰せられる部分は、財務活動による現金流出として分類すべきである」
- b. 「支払時において、現金支払の全額を財務活動による現金流出として分類すべきである」

3. 企業結合後の偶発的対価の支払

- a. 「偶発的対価の負債の決済のために企業結合後になされた現金支払は、投資活動による現金流出として分類すべきである」
- b. 「偶発的対価の負債の決済のために企業結合後になされた現金支払は、当該金額が、取得時または企業結合の発生の直前もしくは直後に支払われなかった場合、財務活動による現金流出として分類すべきである。」

¹⁰さらに ASC 230 の用語集では、「財の生産・納入およびサービス提供」、ならびに全般に「純利益の算定に関与する取引などの事象」に影響を与えるキャッシュ・フローを伴う活動として営業活動を定義している。

- c. 「偶発的対価の負債の決済のために企業結合後になされた現金支払は、財務活動または営業活動による現金流出として分離・分類すべきである。具体的には、現金支払全体のうち、測定期間における修正を含め、取得日に公正価値で認識した偶発的対価の負債額を超えない部分は、財務活動による現金流出として分類すべきである。ただし、当該金額が、取得時または企業結合の発生の直前もしくは直後に支払われていないことを条件とする。測定期間における修正を含め、取得日に公正価値で認識した偶発的対価の負債額を超えて支払われた部分は、営業活動による現金流出として分類すべきである」

4. 拘束預金 (restricted cash)

a. 拘束預金の変動の分類

- i. 「現金および現金同等物に影響を与える、拘束預金の元本残高の変動は、そのキャッシュフローの性質を基準とすべきであり、したがって、キャッシュフロー計算書において投資活動として分類すべきである」
- ii. 「現金および現金同等物に影響を与える、拘束預金の元本残高の変動は、その拘束預金の目的を基準として分類すべきである(例えば、その活動が債務の決済を目的としている場合は財務活動に相当する)」

b. 拘束預金に直接影響する現金支払および現金収入

- i. 「非現金の開示が必要である」
- ii. 「拘束預金から直接なされた現金支払および拘束預金に直接預け入れられた現金収入をキャッシュフロー計算書の本文に表示する」

5. 保険金支払による受取金

- a. 「保険金支払により受領した受取金は、保険による保障(すなわち、損害の内容)を基準として分類すべきである」
- b. 「保険金支払により受領した受取金は、営業活動による保険による現金流入として分類すべきである」

6. 企業所有生命保険(COLI)契約の支払による受取金

- a. 「COLI 契約の支払により受領した受取金は、営業活動による現金流入として分類すべきである」
- b. 「COLI 契約の支払により受領した受取金は、投資活動による現金流入として分類すべきである」
- c. 「COLI 契約の支払により受領した受取金は、営業活動による現金流入および投資活動による現金流入として分離・分類すべきである」

要約: 専門委員会は、検討した 6 つの論点のうち 4 つについては下記の暫定的決定を下した。拘束預金および企業所有生命保険契約の支払による受取金については、追加的調査を行うよう FASB スタッフに指示した。専門委員会の暫定的決定は以下の通りである。

1. 債務の期限前返済および償還コストはすべて財務活動として分類すべきである(上記の選択肢(b))。
2. ゼロ・クーポン債の支払は、営業活動および財務活動として分類する(上記の選択肢(a))。発生利息の現金支払は営業活動として分類されるのに対し、当初受取金(すなわち、元本)に帰せられる現金支払は財務活動として分類する。
3. 取得日または企業結合の直前もしくは直後になされていない偶発的対価の支払は、営業活動および財務活動として分類する(上記の選択肢(c))。取得日現在で認識した偶発的対価の負債の公正価値金額(測定期間における修正を含む)を超えない現金支払は、財務活動として分類されるのに対し、それを超える現金支払は営業活動として分類される。

デロイトの Dbriefs
ウェブキャスト、
「EITF Roundup: 6
月の会合のハイ
ライト」をご覧ください。開始は 6 月
23 日午後 2 時
(東部標準時)。
今すぐウェブキャ
ストにご登録くだ
さい。

4. 保険金支払による受取金は、保険による保障の内容を基準として分類する((上記の選択肢(a))。例えば、保険金請求から得た受取金で、建物または製造設備に関連するものは、投資活動として分類されるのに対し、棚卸資産または事業中断保険に関連するものは、営業活動として分類される。

次のステップ:2015 年 9 月 17 日に予定される会合で、専門委員会は、(1)拘束預金および企業所有生命保険契約の支払による受取金に係るキャッシュフローの分類について再検討し、(2)キャッシュフローに関する他の 3 つの論点、すなわち、(a)持分法の対象となる被投資会社から受領した分配金、(b)証券化取引に対する受益権、および(c)優位原則(predominance principle)の適用、について議論し、さらに(3)各論点に関する移行の選択肢について審議する予定である。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

事務的事項

EITF の会合で、SEC スタッフは、ASU 2015-03¹¹に関連する実施の問題について議論した。同 ASU は、起債コストを損益計算書上の資産ではなく、関連債務負債からの直接控除項目として表示することを要求している。ASU 2015-03 は、リボルビング・クレジットラインの未使用枠に関連して発生するコストの表示に関して明確なガイダンスを提供していない。SEC スタッフは、「事業体が、起債コストを繰り延べて資産として表示した後、繰り延べた起債コストをリボルビングローン契約の期間にわたり按分償却することに反対しない」と述べた。詳しい情報については、デロイトの 2015 年 6 月 18 日付 [Heads Up](#) を参照されたい。

EITF の次回意思決定会合は暫定的に 2015 年 9 月 17 日に予定されている。

¹¹ FASB の会計基準アップデート第 2015-03 号「起債コストに関する表示の単純化」

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する EITF Snapshot およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライア
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧くださいのうえ、Dbriefs にご登録ください。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国 GAAP に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「US GAAP Plus」もご覧下さい。FASB の活動に関する記事や FASB 会計基準コーディフィケーション™ のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ リミテッドならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.